

PPP/PFI手法導入優先的検討規程を次のように定める。

平成29年3月29日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## PPP/PFI手法導入優先的検討規程

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する公共施設等を効率的かつ効果的に整備・運営するために、建設、維持管理及び運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業手法を導入するための積極的な検討と適切な活用を図るために必要な手続きを定め、機構の担う業務を単に民間にシフトし財政負担の軽減を図るだけでなく、民間のノウハウを最大限に活用して、機構だけでは実現できなかったコスト削減やサービス水準の向上といった新たな価値を創出していくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (2) 公共施設等整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (3) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金をいう。
- (4) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- (5) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (6) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- (7) 優先的検討 この規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP(Public Private Partnership)/PFI(Private Finance Initiative)手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

### (対象とするPPP/PFI手法)

第3条 この規程の対象とするPPP/PFI手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法  
ア 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）

- イ 包括的民間委託
  - ウ 0 (運営等 Operate) 方式
  - (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
    - ア BT0 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)
    - イ BOT 方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer)
    - ウ B00 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)
    - エ DB0 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)
    - オ R0 方式 (改修 Rehabilitate-運営等 Operate)
    - カ ESCO (Energy Service Company)
  - (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
    - ア BT 方式 (民間建設買取方式) (建設 Build-移転 Transfer)
    - イ 民間建設借上方式
- (優先的検討の開始時期)

第4条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行う場合
  - (2) 未利用資産等の有効活用を検討する場合
  - (3) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (優先的検討の対象とする事業)

第5条 次の各号に該当する公共施設等整備事業を検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する公共施設等整備事業
  - ア 建物の整備等に関する公共施設等整備事業
  - イ 利用料金の徴収を行う公共施設等整備事業
  - ウ その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設等整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設等整備事業
  - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設等整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
  - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設等整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設等整備事業
  - (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設等整備事業
  - (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設等整備事業
- (適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 機構は、優先的検討の対象となる公共施設等整備事業について、第7条の簡易な検討又は第8条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 機構は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、次条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施できるものとする。

(1) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式

(2) 民間企業からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

（簡易な検討）

第7条 機構は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用との総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当

(4) 調査に要する費用

(5) 資金調達に要する費用

(6) 利用料金収入

2 前条に基づき複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

3 機構は、採用方法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価できる方法により採用方法の導入の適否を評価することができるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(2) 類似事例の調査を踏まえた評価

（詳細な検討）

第8条 機構は、前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設等整備事業以外の公共施設等整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタント等を活用するなどにより、詳細な検討を行い採用手法の導入の適否を評価するものとする。

2 詳細な検討においては、次に掲げる項目について検討する。

- (1) 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策
- (2) 採用手法を導入する場合の民間事業者へ委託する業務の範囲及び要求水準
- (3) リスク分担
- (4) 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- (5) 採用手法にBT0方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否  
(評価結果の公表)

第9条 機構は、第7条第1項及び第2項の方法による簡易な検討の評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続きの終了後等適切な時期

2 機構は、第7条3項の方法による簡易な検討の評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設等整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設等整備事業の予定価格の推測につながらるものに限る。） 入札手続きの終了後等適切な時期

3 機構は、前条の方法による詳細な検討の評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（第8条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続きの終了後等適切な時期  
(規程の見直し)

第10条 機構は、この規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙（第7条関係）

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
候補となるPPP/PFI手法		
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他(前提条件等)		